

令和3年度第2回高崎市介護保険運営協議会 次第

日 時：令和4年3月17日（木）午後2時
場 所：高崎市役所 第31会議室（3階）

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）令和4年度以降の部会の設置について（資料1）

4 報 告

（1）令和4年度介護報酬改定等について（資料3）

（2）令和3年度新規事業等の実施状況について（資料2-1、2-2）

5 そ の 他

6 閉 会

令和4年度以降の部会の設置について

平成27年度から、介護保険運営協議会の内部組織として3部会を設置し、運協の委員に加え、部会専属の委員を委嘱しつつ、認知症施策等の詳細について検討を行ってまいりましたが、今回、令和2年度の地方公務員法の改正により、部会のみ委員の委嘱が難しくなったことから、以下のとおり介護保険運営協議会に設置する部会を見直すこととしたい。

1 令和4年度以降の部会について

平成27年度～令和3年度	令和4年度～
<p>①認知症施策推進部会 兼:認知症初期集中支援チーム検討委員会</p>	<p>【廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部会が所管していた事項は、原則介護保険運営協議会が所管する。 認知症初期集中支援チーム検討委員会は、別に組織を置く。 地域包括支援センター運営協議会は、介護保険運営協議会が兼ねる。
<p>②在宅医療・介護連携推進部会</p>	
<p>③高齢者あんしんセンター運営部会 兼:地域包括支援センター運営協議会</p>	

※なお、今後の国の方針や介護保険・高齢者福祉事業の変更等に応じて必要性が生じた場合には、随時、検討するための部会を設置することとしたい。

2 規則の改正について

3部会の廃止に伴い、別紙のとおり協議会規則を改正することとしたい。
なお、改正日は令和4年4月1日を予定。

○高崎市介護保険運営協議会規則（案）～抄～

平成12年3月31日

規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、高崎市介護保険条例（平成12年高崎市条例第34号）第31条の規定に基づき、高崎市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 協議会の議決を要する議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第3条 協議会は、特別の事項の検討等を行うため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。~~次の各号に掲げる事項の検討等を行うため、当該各号に定める部会を置く。~~

~~(1) 認知症施策の推進に関する事項及び認知症初期集中支援チーム検討委員会に関する事項 認知症施策推進部会~~

~~(2) 在宅医療及び介護の連携の推進に関する事項 在宅医療・介護連携推進部会~~

~~(3) 高崎市地域包括支援センターに係る施策に関する事項及び地域包括支援センター運営協議会に関する事項 高齢者あんしんセンター運営部会~~

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前条第1項及び第2項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項の規定中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要に応じ、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

2 前項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

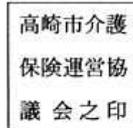
(庶務)

第5条 協議会の庶務は、福祉部長寿社会課において処理する。

(協議会及び会長の印)

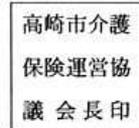
第6条 協議会及び会長の公印を次のように定める。

(協議会の印)



(方21ミリメートル)

(協議会長の印)



(方21ミリメートル)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

「令和3年度 おとしよりぐるりんタクシー運行事業」の実施状況について

1. 令和3年度おとしよりぐるりんタクシーの拡充（新規4ルートの創設）

（1）概要

令和2年6月より、高齢化率の高い倉漕、榛名、吉井の3地域において、ルート上ならどこでも乗り降り自由、利用料無料、事前予約・利用登録不要で運行してきた「おとしよりぐるりんタクシー」について、令和3年8月1日より、旧市エリアにおいて新たなルートを創設した。

（2）運行ルート

観音山丘陵に沿って建てられた団地などが多数点在し、高齢化に伴い外出に困難を来している高齢者が多い地域特性を考慮し、以下のルートを選定。

- ① 乗附ルート ② 片岡ルート ③ 寺尾ルート ④ 南八幡ルート

（3）新規ルート設定のポイント

運行ルートについては、以下のポイントを重視し設定。

- ① 日々の生活にかかせない地域の医療機関や大型スーパー周辺を可能な限り回る。
- ② 既存の公共交通がない地区や、あってもバス停などが遠い地区を可能な限り通る。
- ③ 主要なバス停などに接続し、市街地や他地域にも出やすくする。
- ④ 急な傾斜地など、高齢者の移動が困難な地域を可能な限り回る。

（4）利用状況

延べ利用者数

（単位：人）

ルート	R2年度	R3年度	計
	R2.6月～R3.3月末	R3.4月～R4.1月末 旧市エリアはR3.8月～	
倉漕	498	527	1,025
榛名東	2,405	3,767	6,172
榛名西	3,987	4,326	8,313
吉井	3,713	4,200	7,913
乗附	—	535	535
片岡	—	792	792
寺尾	—	1,217	1,217
南八幡	—	686	686
合計	10,603	16,050	26,653

2. 令和4年度おとしよりぐるりんタクシーの支所エリアにおける運用変更

(1) 概要

ルート上なら乗り降り自由、利用料無料、事前予約・利用登録不要で運行する本事業の特徴は維持しつつ、1ルート2台で運行している支所エリアのルートについて、地域の特徴や地域の声を参考としながら1ルート1台の運行とすることで、運行ルートを増やし利用者の更なる利便性向上を図るもの。

(2) 変更点

【現行の運用】

① 令和2年6月～

支所エリア（倉渕・榛名（2ルート）・吉井）4ルート運行（1ルート2台で運行）

② 令和3年8月～

旧市エリア（乗附・片岡・寺尾・南八幡）4ルート運行（1ルート1台で運行）

【変更後の運用】

令和4年4月1日～

支所エリアも1ルート1台の運行とする。

倉渕、吉井で東西2ルート、榛名で東西南北4ルートの合計8ルートとなる。

(3) 変更の主なポイント及び各ルートの特徴

- ・ 現在1周約1時間となっており乗車時間が長い。 ⇒ 1周の乗車時間を短縮する。
- ・ 巡回するルートの延長要望等 ⇒ 運行エリアを拡大し、より広範囲を回る。

エリア	特徴	総拡大距離
倉 渕	◆1ルート ⇒ 2ルート 全8行政区が運行エリアとなる。	17.3km
榛 名	◆2ルート ⇒ 4ルート より広範囲をカバーし乗車時間を5～10分短縮。	23.9km
吉 井	◆1ルート ⇒ 2ルート 東西でルートを分割し乗車時間を約20分短縮。	6.6km

※運行ルートの詳細については、3月15日に倉渕・榛名・吉井エリアの住民にチラシ全戸配布。

「令和3年度 介護に関する入門的研修事業」の実施状況について

1. 研修目的

介護に関心を持つ介護未経験者を対象に、介護の業務に携わるうえでの基本的な知識を研修し、不安を払しょくすることで、介護分野への参入を促進する。

2. 実施概要 ※別紙チラシを参照

- (1) 研修名 ゼロからはじめる介護職研修
- (2) 日程 ①11月、②2月～3月 各回、全7日間
- (3) 内容 講義(4日間)、現場実習(2日間)、就労マッチング支援(1日)
- (4) 募集人数 各回25名
- (5) 参加費用 無料
- (6) 事業委託先 群馬県地域密着型サービス連絡協議会

3. 実施結果

(1) 受講実績

	第1回 (11月)	第2回 (2月～3月)	合計
参加者	9人	15人	24人
修了者	9人	14人	23人
求職登録者	8人	10人	18人

(2) 周知・広報

- ①市広報媒体、②ラジオ、③チラシ、④求人誌・フリーペーパー、⑤公的機関による案内

(3) 修了者に対するアンケート結果(第1回、第2回の合計)

- ・ 研修を「満足」と回答した人の割合は80%。「やや満足」も含めると95%。
- ・ 修了者を年代別に見ると、10代(1人)、20代(1人)、30代(1人)、40代(5人)、50代(8人)、60代(5人)、70代以上(2人)
- ・ 研修参加のきっかけは「ラジオ」が最多で、以下「市メール」、「市広報」、「チラシ」の順。
- ・ 参加・体験型の講義については好意的な意見があった一方で、概念的な内容の講義については残念であるとの回答があった。
- ・ その他、実習日数の増加や複数事業所での実習を希望する回答、次のステップとして「介護職員初任者研修」の受講を検討するという回答があった。

1. 介護職員処遇改善支援補助金と 令和4年度介護報酬改定について

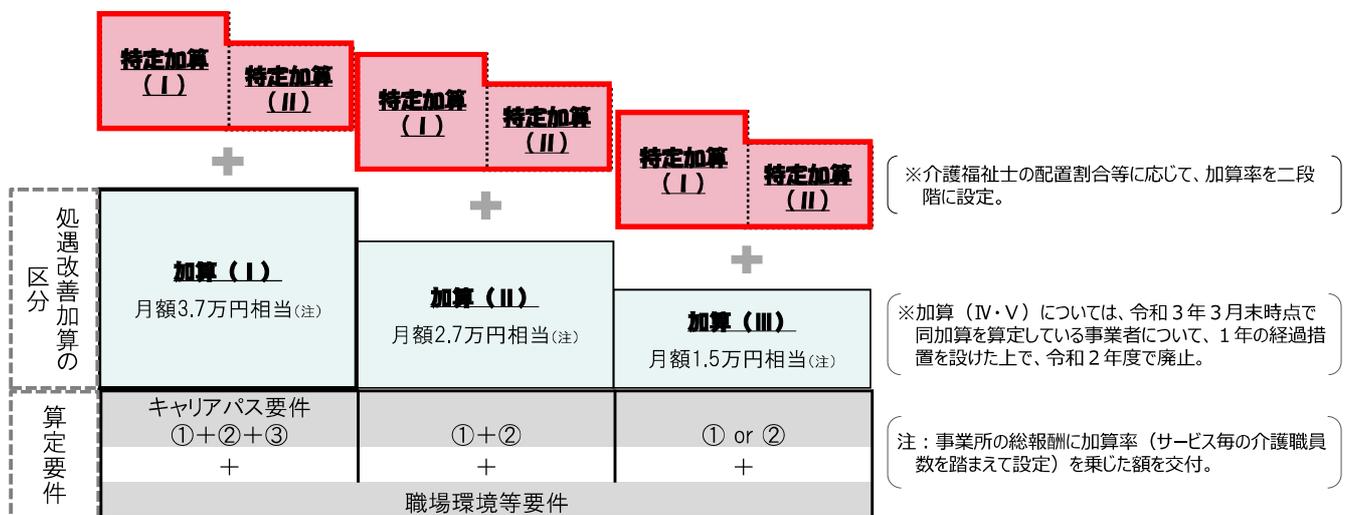
1

【介護分野】 処遇改善に関する加算の全体イメージ

介護職員処遇改善加算：介護職員のみが対象。現行の加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の算定要件は、キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと。

介護職員等特定処遇改善加算：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分（R3年度改定で、配分ルールを柔軟化）。算定要件は、

- ・ 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を取得していること
- ・ 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること



<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

<職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

2

看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げ

令和3年度補正予算案：1,665億円（うち、介護分：1,000億円）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

(2) 公的部門における分配機能の強化等

① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置⁴⁸を、来年2月から前倒しで実施する。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置⁴⁹を、来年2月から前倒しで実施した上で、来年10月以降の更なる対応について、令和4年度予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

⁴⁸ 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

⁴⁹ 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

3

介護職員処遇改善支援補助金

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付する。
- 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎ **対象期間** 令和4年2月～9月の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組みを行う）

◎ **補助金額** 対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

◎ 取得要件

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
- ・ 上記かつ、令和4年2・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っている事業所（事業所は、都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出。メール等での提出も可能）
- ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等（※）の引上げに使用することを要件とする（4月分以降。基本給の引き上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮して令和4年2・3月分は一時金による支給を可能とする。）
※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

◎ 対象となる職種

- ・ 介護職員
- ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県に介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。
※月額の賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎ 交付方法

対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して補助金支払（国費10/10、約999.7億円）。

◎ 申請・交付スケジュール

- ✓ 賃上げ開始月（2・3月）に、その旨の用紙を都道府県に提出
- ✓ 実際の申請は、都道府県における準備等を勘案し、令和4年4月から受付、6月から補助金を毎月分交付
- ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】

介護事業所

① 申請（処遇改善計画書等を提出）
※令和3年度中に賃上げ実施が条件（申請前に用紙提出）

② 交付決定。補助金の交付（補助率10/10）

③ 賃金改善期間後、報告（処遇改善実績報告書を提出）
※要件を満たさない場合は、補助金返還

都道府県4

「大臣折衝事項」(令和3年12月22日)抜粋

3. 看護、介護、障害福祉における処遇改善

(2) 介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、令和4年10月以降について臨時的報酬改定を行い、収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるための措置(注3)を講じることとする(介護:国費150億円程度、障害福祉:国費130億円程度)。

これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策(注4)を講じることとする。

なお、令和5年度において追加が必要となる所要額(介護:国費210億円程度、障害福祉:国費180億円程度)については、介護は社会保障の充実に充てる歳出の見直しにより、障害福祉は被用者保険の適用拡大の満年度化に伴う歳出削減等により、安定財源を確保する。

(注3) 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。

(注4) 現行の処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るなどの措置を講じる。

令和4年度介護報酬改定による処遇改善

- 介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月以降について臨時的報酬改定を行い、収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるための措置を講じることとする。
 - これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策(注)を講じることとする。
- (注) 現行の処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るなどの措置を講じる。

◎ **加算額** 対象介護事業所の介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。
対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の介護報酬にその加算率を乗じて単位数を算出。

◎ 取得要件

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所(現行の処遇改善加算の対象サービス事業所)
- ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。
※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

◎ 対象となる職種

- ・ 介護職員
- ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。

◎ 申請方法

各事業所において、都道府県等に介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書(※)を提出。
※月額の賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)

◎ 報告方法

各事業所において、都道府県等に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書(※)を提出。
※月額の賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)

◎ 交付方法

対象事業所は都道府県等に対して申請し、対象事業所に対して報酬による支払(国費約1/4:150億円程度(令和4年度分))。

◎ 申請・交付スケジュール

- ✓ 申請は、令和4年8月に受付、10月分から毎月支払(実際の支払は12月から)
- ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】

介護事業所

① 申請(処遇改善計画書等を提出)

② 報酬による支払(国費約1/4)

③ 賃金改善期間後、報告(処遇改善実績報告書を提出)
※要件を満たさない場合は、加算の返還

都道府県等

処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

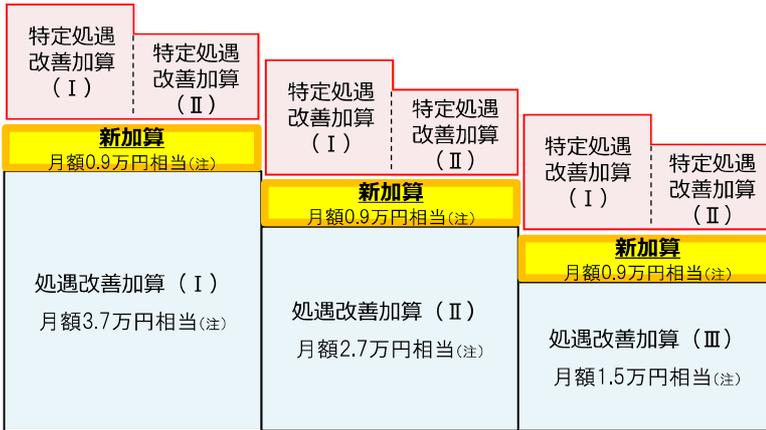
新加算(介護職員等ベースアップ等支援加算)

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - > 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - > 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。
 - ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
 - > 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - > 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - > 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

全体のイメージ



[注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。]

介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たす かつ 職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

7. 福祉用具・住宅改修について

（1）特定福祉用具販売の種目追加について

介護保険における福祉用具の給付対象種目は、厚生労働大臣告示で規定されているが、（4）で後述する「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」の令和3年度第1回（令和3年11月19日開催）の議論において、「排泄予測支援機器」（※）を特定福祉用具販売の種目に追加するという提案について、「可」と評価され、当該検討結果を「社会保障審議会介護給付費分科会（第204回（令和3年12月8日））」に報告したところである。

（※）膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの。

これを踏まえて、今般、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」（平成11年厚生省告示第94号）について、今月中に所要の改正（令和4年4月1日施行）を予定している。

更に、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）についても、排泄予測支援機器の機能や形状等に関する具体的な内容の追加等、所要の改正を行うとともに、想定される利用者、特定福祉用具販売事業者が販売に当たって確認すべき点等、給付等に当たり留意すべき事項を整理した通知の発出についても予定している。

各都道府県におかれては、管内の各市町村や特定福祉用具販売事業者に対して周知の上、適切な給付・販売を行えるよう、各種様式の変更、地域住民への広報といった必要となる対応の準備をお願いしたい。

なお、令和4年度中に、排泄予測支援機器の販売・給付状況に関する照会等を適宜実施する予定であることから、予め御了知いただきたい。

（2）福祉用具の保険給付の適正化について

福祉用具については、平成30年度介護報酬改定等により、利用者の適切な福祉用具選定に資するよう、

- ・ 国が商品ごとに貸与価格の全国的な状況を把握し、全国平均貸与価格を公表するとともに、商品ごとに貸与価格の上限（全国平均貸与価格＋1標準偏差）を設定
- ・ 福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明するほか、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示

する等の取組を実施しているところである。

各都道府県におかれては、下記を含めて管内の市町村及び福祉用具貸与事業者等へ広く周知いただくとともに、必要に応じて介護保険法に基づく実地指導・監査を行っていただくようお願いする。